

平成 23 年度 東海ゴム

ゆめまちびと
TRI 夢・街・人づくり助成金
in 小牧・春日井

～まちづくり応援プログラム～

募 集 要 項

第 2 回東海ゴム「TRI 夢・街・人づくり」助成金実施にあたり

東海ゴム工業(株)は地域社会の一員であることを常に自覚し『良き企業市民』として社会貢献活動を通じて社会との信頼関係を築き、豊かな社会づくりに寄与するとの活動理念を基に、5 つの重点活動分野 1. 障がい者福祉への貢献、2. 文化・芸術・スポーツを通じての貢献、3. 青少年の育成への貢献、4. 安心・安全な社会づくりへの貢献、5. 環境共生の考えのもとに貢献、を定め様々な団体と協働しながら活動を行っております。

昨年、みんなが住みたい街・住みたくなる街をテーマに夢をつくり、街をつくり、人を育て私たちの街を『私たちが考え、そして私たちが作っていく』その様な取り組みや活動をしている市民活動団体を東海ゴムとして応援する、東海ゴム「TRI 夢・街・人づくり」助成金～まちづくり応援プログラム～をスタートいたしました。お陰さまで公開審査会を経て 6 団体に助成をさせていただき活発な事業活動が行われました。今年は当社の敷地が小牧、春日井両市にまたがっていることから、活動地域を春日井市にも広げ募集させていただきます。

志をこれから実現させたい、更に活動を発展させたいとお考えの市民活動団体の皆様、是非、積極的なご応募をお待ちしております。このプログラムを通じて少しでも社会課題が解決され、住みたい街小牧・春日井へのお手伝いを地域と共生する企業「東海ゴム」としてご一緒に貢献して参りたいと思います。

1. 助成の対象となる事業

東海ゴムが重点的に取り組む5つの分野に関する事業に対して助成をします。

- 1) 障がい者福祉に関する事業
- 2) 文化・芸術・スポーツの振興を図る事業
- 3) 青少年の健全育成を図る事業
- 4) 安心・安全な社会づくりに関する事業
- 5) 環境との共生を図る事業

2. 助成の対象となる団体

営利を目的とせず、公益的・社会的な活動を持続的に行う市民活動団体（法人格の有無は問わない）であり、以下の要件にいずれも該当することが必要です。

- 1) 3名以上の会員で組織し、継続した活動をすでに行っている（またはこれから行っていく）団体であること。
- 2) 代表者や運営方法が規約または会則で決まっていること。
- 3) 申請した事業を適切に実施できる能力を持った団体であること。または、能力があると認められる団体であること。
- 4) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- 5) 暴力団、もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 6) その他の法令、公序良俗に違反する行いが無いこと。

3. 助成できる事業の要件

- 1) 小牧市または春日井市で行われる公益的な社会貢献活動であり、応募団体が主催する事業であること。
- 2) 東海ゴムが重点的に取り組む5つの分野のいずれかに該当すること。
- 3) 事業の中間報告および、実績報告書にてその成果を報告できること。
- 4) 国・県・市町村および他の企業や公益法人から助成を受けていない事業であること。（団体のほかの事業が助成を受けている場合は申請可）
- 5) 特定の個人や団体または構成員のみが利益を受ける共益的・互助的な事業でないこと。
- 6) 事業期間が平成23年9月初旬の助成決定日から平成24年7月31日までに実施・完了する事業であること。

4. 助成金額

交付金額	団体数	合計
夢づくりスタート部門 50,000円 <助成内容> すでに活動している団体、またはこれから活動を行おうとする団体が新規事業を立ち上げる時や、小規模な事業を助成します。	4団体	200,000円
街・人づくり部門 100,000円 <助成内容> モデルケースへの発展が期待される非常に公益性の高い事業や大規模な事業を助成します。	2団体	200,000円
交付総額		400,000円
※事業終了後の評価・検証後に行う実績報告会にて、優秀な事業を行った団体には奨励金3万円を別途交付します。(該当がある場合のみ)		

5. 助成の対象となる経費

申請事業の実施に必要な次の経費が対象となります。

区分	主な対象経費の具体例
人件費	対象事業に直接係る人件費（アルバイトを含む）に限る。 ※但し、助成金額の20%を上限とする。
謝金	講師や指導者、専門家への謝礼 など
旅費・交通費	講師や指導者、専門家への交通費・宿泊費 など（団体構成員の旅費は対象外）
通信運搬費	事業の実施に必要な郵送等の運搬に要する費用 など
印刷製本費	資料、パンフレット、ポスター等の印刷費や製本費 など
消耗品費	事業の実施に必要な文具等の購入費 など
使用料・賃借料	会場、機器等の使用料や借上げ料 など
燃料・光熱水費	事業の実施に必要な光熱水費、事業用車両のガソリン代 など
会議費	事業の実施に必要な会議室使用料 など
保険料	事業の実施に必要な保険料
その他	必要であると審査委員会が認めたもの

6. 助成の対象外となる経費

- 1) 市民活動団体の事務所を維持するための経費
- 2) 市民活動団体の経常的な活動及び視察に要する経費
- 3) 団体の構成員に対する謝金および申請事業に直接係らない人件費
- 4) 領収書がない等使途が不明なもの

7. 助成の対象となる事業期間

平成 23 年 9 月初旬の交付決定日から平成 24 年 7 月 31 日まで

8. 応募の方法

- 1) 応募期間
平成 23 年 6 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで（当日消印有効）
- 2) 提出書類
 - ①助成金交付申請書
 - ②事業計画書（部門別申請事業アピール 含む）
 - ③収支予算書
 - ④団体の概要書
※ 団体の規約、会則または定款の写しを添付してください
 - ⑤団体の会員名簿
※上記の申請書類は
（特）こまき市民活動ネットワーク（<http://www.npo-komaki.net/>）
東海ゴム工業(株)（<http://www.tokai.co.jp/>）のホームページからダウンロードできます
- 3) 書類提出先
〒485-0041
小牧市小牧二丁目 107 番地 小牧市公民館 4 階
（特）こまき市民活動ネットワーク事務局
※提出書類は、上記こまき市民活動ネットワーク事務局へ直接お持ちいただくか、郵送にてお願いいたします。メールやFAXでは受付できません。（内容に不備、不明な点があった場合は再提出していただく場合があります）

9. 審査の基準

1) 選考方法

有識者等7名で構成する審査委員会が、第1次審査として書類選考を行います。第1次審査で採択された団体には第2次審査の公開プレゼンテーションをしていただき、審査基準により総合的に審査し、選定を行います。

※プレゼンテーションの日程は9月初旬を予定しておりますが、決定次第お知らせします。

※プレゼンテーションの結果により、事業内容が相応しくないと審査委員会が判断した場合は、該当なしとする場合があります。

※第1次審査で採択された団体が、第2次審査のプレゼンテーションに参加できない場合は不採択とさせていただきます。

※必要に応じて、助成申請事業の内容についてヒアリング等の確認させていただく場合があります。

■すべての申請書、報告書および審査内容は、事業終了後の優秀事業団体決定の選考に反映いたします。

2) 審査の基準

【評価項目】

項 目	内 容
公益性	一部の人の利益ではなく、積極的に広く利益を及ぼす事業であるか また多くの小牧・春日井市民ニーズへの対応や支持を得られる可能性があるか
実現性	実現可能な手法（実施体制）となっているか
	実現可能なスケジュールが立てられているか
	事業計画に対して妥当な予算が立てられているか
必要性	社会のニーズに対して十分な必要性を持っている事業企画であるか
独自性	発想、着眼点、手法などに先駆性や独創性、工夫があり団体の長所や特性が活かされているか
発展性	助成期間終了後も、さらに活動を発展させ、定着させていくことを目指した事業であるか
自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めるなどの自立意識が認められるか

※審査員がそれぞれの項目を踏まえ評価し、協議の上、助成対象事業を選定します。

10. 助成金の交付決定及び通知

選考結果は平成 23 年 9 月初旬（予定）に審査委員会の選定結果をもとに、交付の可否を決定し、助成金交付決定通知書（不交付の場合は、その旨の通知）を応募いただいた団体の連絡責任者に、書面にて通知します。

※採否の理由に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。

11. 助成金の交付

交付決定後、速やかに申請者から指定された金融機関口座に入金します。

※金融機関口座は、団体名義または団体代表者名義に限ります。

12. 助成事業の実施

基本的に、申請時に提出された事業計画・収支予算書に基づいて実施していただきますが、事業実施中に「中間事業報告」を書面にて提出していただきます。その中間事業報告の内容について、専門スタッフが運営状況についてアドバイスをを行います。

13. 実績報告書の提出

事業完了後 1 ヶ月以内に速やかに、実績報告として下記書類をご提出ください。（最終提出期限は平成 24 年 8 月 31 日）

- ①実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④事業内容が分かる資料（写真、チラシ等）
- ⑤領収書等の書類（写し可）

14. 優秀事業に対する奨励金の交付

- 1) 助成対象事業の実績により、審査委員会の審査により優秀な事業を行った団体に対し、成果発表と共に、更なる発展の支援として奨励金を交付します。
※該当する団体が無い場合は交付いたしません。
- 2) 奨励金交付決定団体には、実績報告会において奨励金の授与と優秀事業の成果報告をしていただきます。

15. 助成金の返還

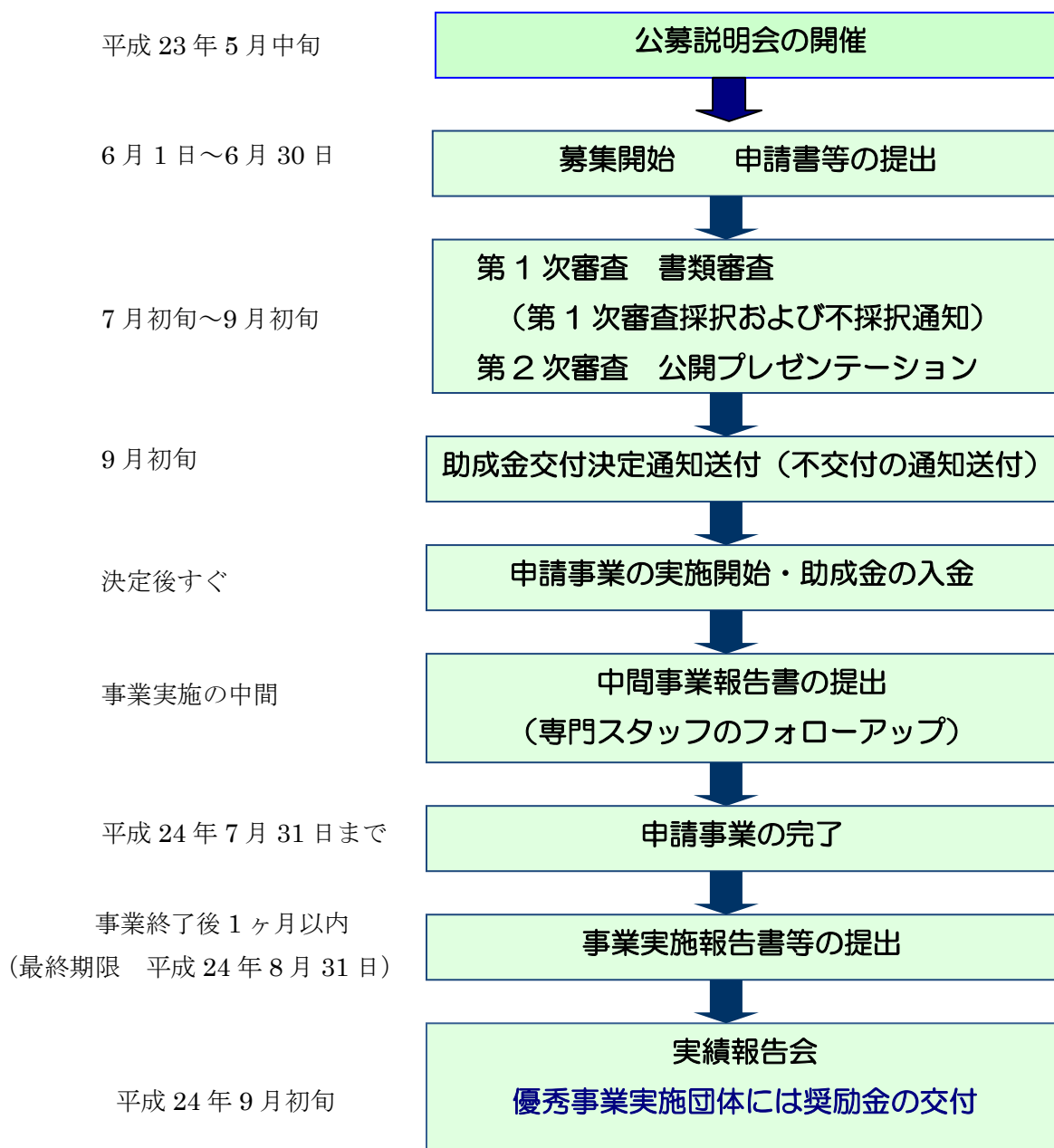
次のような場合には、助成金の全額または一部を返還していただく場合がありますのでご了承ください。

- 1) 申請内容に虚偽があると判明したとき
- 2) 正当な理由なしに事業実施報告書等が所定期限内に提出されないとき
- 3) 助成金を対象活動または対象経費以外に使用したとき
- 4) 申請事業を中止、または大幅に縮小したり、所定期間内に完了できなかったとき

16. 情報の公開

応募いただいた事業については、その事業概要、交付金額、実績報告を（特）こまき市民活動ネットワークが、ホームページや広報紙等により公表させていただきます。また、添付される写真等についても公開しますので、提出物の著作権およびそれらに含まれる個人情報については、本人（本人が未成年等である場合はその保護者等）から承諾を得るなど配慮し、団体自身が責任をもって対処してください。

17. TRI 夢・街・人づくり助成金の流れ



<お問合せ・連絡先>

この助成プログラムについてのご質問や、申請書の記入方法、ご相談については（特）こまき市民活動ネットワーク 事務局までお問合せください。

特定非営利活動法人 こまき市民活動ネットワーク事務局

〒485-0041

小牧市小牧二丁目 107 番地 小牧市公民館4階

TEL (0568) 74-4011 FAX (0568) 74-4070

E-mail komaki.civic-net@me.ccnw.ne.jp